



公民館だより

今月のイベント情報

南公民館 〒346-0024 北青柳51-2
(申込みは中央公民館へ)

南公民館事業

ふれあいスポーツ～グラウンドゴルフ～

日 4月17日(土) 9時～11時30分

場 総合運動公園多目的広場

対 小学生以上の市内在住・在勤・在学者

定 40人 (超えた場合抽選)

※用具の無料貸し出しあり

申込期限 4月2日(金) 必着

申込方法 直接または電話・はがき・FAX・Eメールに、事業名・参加者全員の住所・氏名・電話番号・小学生は学年を明記の上、中央公民館(〒346-0003 久喜中央4-7-7 / Eメールchuo-kominkan@city.kuki.lg.jp / ☎21-1550)へ

広報くきを10言語で配信中！

広報くきを日本語を含む10言語(英語・韓国語・中国繁体語・中国简体語・タイ語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・日本語)で電子配信しています。
※スマートフォンは、端末で設定している言語に翻訳されます。

カタポケで広報くきを見るには…

◆パソコンから

「カタポケ」で検索→サイトにアクセスし、「ブラウザ」を選択

◆スマートフォンから

QRコードを読み込むか、無料アプリ「Catalog Pocket (カタポケ)」を検索してインストール



iPhone



Android



未成年の子どもがオンラインゲームで勝手に決済

【事例1】

以前、中学生の息子が自分のスマートフォンに有料の楽曲をダウンロードしたいというので、私のクレジットカードで購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手にオンラインゲーム内の課金に使用し、45万円ほどの請求がきた。

【事例2】

小学校低学年の娘が私のスマホでオンラインゲームをし、3日間で約20万円の課金をしていた。娘は「数字のボタンを押したらアイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。

【ポイント】

スマホやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、子ども(未成年者)が保護者に無断で決済をし、高額請求になったという相談が寄せられています。

保護者が端末に登録したカード情報を、子どもが勝手に使用したケースが多く見られます。また、保護者のカードを勝手に持ち出した、保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見してキャリア決済をした、家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用したケースもあります。

カードの請求明細や、決済機能の利用通知メールが

きっかけで身に覚えのない決済に気付き、家族に利用を尋ねても、子どもは「知らない」「覚えがない」と言いがちです。また、初めは少額に留めていたが、ゲームに夢中になり、課金が止められなくなってしまった子や、「お金を使った」という意識が全くない子もいます。

日ごろから子どもと、スマホなどの端末とゲームの利用ルール、お金の大切さなどを話し合うことが望まれます。

【アドバイス】

①スマホ等の端末、クレジットカード等の決済機能のあるカード類、ID、パスワード、暗証番号の管理を徹底しましょう。

②端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。ペアレンタルコントロール、フィルタリング機能を活用し、子どものスマホ等の機能に利用制限を設けることも効果的です。

③事業者に「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求めることも可能ですが、契約時の状況によっては取り消せない(返金されない)、立証に時間がかかる場合もあります。

◆困ったときは次の窓口へ

市消費生活センター 14ページの無料相談をご覧ください。

県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999
月～金曜日 / 9時～16時

問 市民生活課市民生活・防犯係(内線2629)